

議案第141号

北上市再生可能エネルギー活用基金条例の一部を改正する条例

北上市再生可能エネルギー活用基金条例（平成27年北上市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(積立)</p> <p>第2条 毎年度基金として積み立てる額は、北上市電気事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。</p>	<p>(積立)</p> <p>第2条 毎年度基金として積み立てる額は、<u>一般会計歳入歳出予算及び</u>北上市電気事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月4日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

基金として積み立てる額を定める予算に、一般会計を加えようとするものである。